

議案第 6 5 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、次のとおり市が有する債権を放棄することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 放棄する債権の内容

市川市重度身体障害者短期入所事業実施規則（平成 1 5 年規則第 4 2 号による廃止前のものをいう。なお、平成 1 2 年規則第 5 8 号による改正前の規則の題名は、市川市重度身体障害者、ねたきり老人及び痴呆性老人短期入所事業実施規則）に基づくねたきり老人等の短期入所の利用に係る実費及びこれに係る遅延損害金の支払請求権

2 債務者ごとの放棄する当該実費の額

債務者 A	3 0 8 , 6 4 0 円
債務者 B	2 3 5 , 5 0 0 円

3 放棄の理由

債務者 A	債務者が平成 2 7 年 5 月 2 3 日に死亡し、相続人全員が相続の放棄をしているため。
債務者 B	民法第 1 6 7 条第 1 項による時効期間 1 0 年が満了したため。

## 理 由

廃止前の市川市重度身体障害者短期入所事業実施規則に基づくねたきり老人等の短期入所の利用に係る実費及びこれに係る遅延損害金について、債務者の死亡及び相続人全員による相続の放棄並びに民法第167条第1項による時効期間10年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。